

令和3年第5回教育委員会議定例会 会議録

1. 開催日時等 令和3年5月25日(火)
午前9時00分開会 午前10時41分閉会
2. 開催場所 ニセコ町総合体育館会議室
3. 出席委員等 教 育 長 片 岡 辰 三
1 番 委 員 下 田 伸 一
2 番 委 員 越 湖 明 美
3 番 委 員 萬 谷 政 博
4 番 委 員 卷 礼 子
4. 欠席委員 なし
5. 事務局出席者 学校教育課長 前 原 功 治
町民学習課長 芳 賀 善 範
こども未来課長兼幼児センター長 淵 野 伸 隆
学校給食センター長 富 永 匡
学校教育課総務係長 工 藤 亜津子
6. 会議録署名委員 2 番 委 員 越 湖 明 美
7. 議 件
会議録署名委員の指名について
教育長の報告
報告第1号 ニセコスタイルの教育推進委員会設置要綱の一部改正について
報告第2号 ニセコ町放課後子ども教室実施要領の一部改正について
報告第3号 ニセコスタイルの教育推進委員会委員の委嘱について
報告第4号 ニセコ町教育支援委員会委員の委嘱について
報告第5号 ニセコ町立近藤小学校開放施設の開放指定校運営委員会委員の
委嘱について
報告第6号 ニセコ町立近藤小学校開放施設の開放指定校管理指導員の委嘱
について
報告第7号 ニセコ町放課後子ども教室運営委員の委嘱について
報告第8号 ニセコ町放課後子ども教室コーディネーター及び学習アドバイザー、安全管理員の委嘱について改正について
報告第9号 区域外就学の承諾について
議案第1号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
議案第2号 ニセコ町学校運営協議会委員の任命について
議案第3号 ニセコ町社会教育委員の委嘱について
議案第4号 ニセコ町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第5号 ニセコ町幼児センター一時保育実施要綱の一部改正について
議案第6号 ニセコ町教育財産の目的外使用に関する規則の制定について
議案第7号 教育関係施設等の整備計画について
※報告第9号及び議案第1号は秘密会の議事として議決し非公開。

8. 議事の概要

教育長: 定刻となりましたので、ただ今から第5回教育委員会議定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、予めお配りした議事日程表のとおりです。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第12条第5項の規定により、「2番 越湖委員」を指名いたします。

次に「日程第2 教育長の報告」について、私から説明をいたします。

・・・教育長から教育長の報告について説明・・・

教育長: 教育長の報告の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

下田委員: 学校訪問が延期になりましたので質問ですが、各学校のいじめや不登校の件でわかっていることがあれば教えてください。

教育長: 不登校の状況については、5月の段階でニセコ小学校が4名、ニセコ中学校が2名です。小学校につきましては、学校でも連絡はしていますが、本人が登校しているところを直接確認できていないということもあって、今後は具体的に、こどもの本人確認も必要になると思います。教育委員会としてもどう学校を支援していくかということでは、個別に私も局に相談したりして、一部進めているところです。焦らずに、定期的に会うということを進めていくしかないと思っています。
いじめについては、今はっきりした案件はありませんが、聞き取りした中では、軽度なものがあつた場合には、各学校において具体的に把握して対応していただいているということで、特に大きなことにはなっていないと思います。

越湖委員: 本人確認ということは、お子さんに直接会って学校に行きたいかという問いを保護者がいる中で聞いてみるということですか。

教育長: 登校していないと家庭内での児童虐待や、場合によっては虐待によって亡くなるということもあつたり、最近では上の子が下の子の面倒をみるので登校できないというようなこともあつたり、いろいろな複雑な事情もあるようには聞いていますが、具体的に込み入った話はできていません。元気な様子を確認できるお子さんもいますが、できていないお子さんもいるということなので、親御さんとの話し合いで、最低限月に1回でも、本人とお話をする機会を確保できればと思っています。

越湖委員: ニセコ小学校にサポートに行った時に、保健室にいた児童に声掛けをしたところ、教室に行こうかどうか迷っているということを書いていました。その理由がいじめなのか何なのか気になっていまして、その辺りの情報は聞いていますか。

教育長: 特にその辺りの具体的な報告や相談は教育委員会には来ていません。

学校教育課長: 今、ちょうど、いじめの調査を行っているところですので、具体的な案件については出てくると思います。どうしても春は、学年が変わり環境も変わるので、保健室登校になる子が多いのはこれまでもあることと、それぞれの子どもの事

情もあるので、決めつけずに学校で見守ってくれているという認識でいます。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

巻委員：教育委員会だけではなく、例えば民生委員さんだとかいろんな力を借りながら、こどもが自ら登校したくないということであれば違いますが、親御さんの都合でという価値観の中で登校しないということがあれば、何とかならないものかと思っていましたので、今いろいろ働きかけているということですのですぐということにはならないと思いますが、継続した働きかけが必要だと思いました。

教育長：子ども自身が学校に行きたくないという場合は、その原因等を学校だけではなくいろんな関係機関で協力できれば、支援をお願いして進めていくということも大事だと思っています。時間がかかるところではありますが、そうは言っても、事件や事故になってからではということもありますので、学校と連携をしながら進めていかなければと思っています。

教育長：ほかに質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第3 報告第1号 ニセコスタイルの教育推進委員会設置要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第1号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第4 報告第2号 ニセコ町放課後子ども教室実施要領の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第2号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第5 報告第3号 ニセコスタイルの教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第3号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第6 報告第4号 ニセコ町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第4号」の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第7 報告第5号 ニセコ町立近藤小学校開放施設の開放指定校運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第5号」の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第8 報告第6号 ニセコ町立近藤小学校開放施設の開放指定校管理指導員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第6号」の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第9 報告第7号 ニセコ町放課後子ども教室運営委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第7号」の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第10 報告第8号 ニセコ町放課後子ども教室コーディネーター及び学習アドバイザー、安全管理員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第8号」の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

(暫時休憩 : 学校教育係長説明のため入室)

教育長：「日程第11 報告第9号 区域外就学の承諾について」及び「日程12 議案第

1号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の2件については、個人情報取り扱いに関わることであることから、今回の教育委員会議での議事を「秘密会」とすることを発議いたします。本件について、討論を行います。

反対、または賛成の討論はありますか。

・・・(討論なしの声)・・・

それでは、採決いたします。

「日程第11 報告第9号 区域外就学の承諾について」及び「日程12 議案第1号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の2件について、「秘密会」とすることにご異議ありませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

異議なしと認めます。

よって、ニセコ町教育委員会会議規則第5条の規定により、「日程第11 報告第9号 区域外就学の承諾について」及び「日程12 議案第1号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の2件について、「秘密会」とすることに決しました。

・・・秘密会審議中・・・

教育長：これで、「秘密会」の議事は終わりましたので、これよりの議事は公開とします。

休憩午前10時00分

開会午前10時10分

教育長：「日程第13 議案第2号 ニセコ町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第2号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありますか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第13 議案第2号 ニセコ町学校運営協議会委員の任命について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第2号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第14 議案第3号 ニセコ町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・町民学習課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第3号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第14 議案第3号 ニセコ町社会教育委員の委嘱について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第3号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第15 議案第4号 ニセコ町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・学校給食センター長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第4号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第15 議案第4号 ニセコ町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第4号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第16 議案第5号 ニセコ町幼児センター保育実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第5号」の提案理由の説明が終わりました。
それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第16 議案第5号 ニセコ町幼児センター一時保育実施要綱の一部改正について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第5号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第17 議案第6号 ニセコ町教育財産の目的外使用に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第6号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第17 議案第6号 ニセコ町教育財産の目的外使用に関する規則の制定について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第6号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第18 議案第7号 教育関係施設等の整備計画について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・学校教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第7号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第18 議案第7号 教育関係施設等の整備計画について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・(異議なしの声)・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第7号」は、原案のとおり決しました。

教育長：この際ですので、各委員から何かございませんか。

越湖委員：先程の報告で、放課後子ども教室の場所がこども館から町民センターと近藤小学校に変わったということについてですが、確かに町民センターの小ホールを使わせていただいておりますが、子ども達が使う物の置き場所がとても狭く、体育館と分けて保管していただいております。実際に今活動を始めていて、とても使いずらく非常に困っている状況です。体育館の奥の部屋が空いた時に物を収納していただけるということですが、基本的に小ホールを使ううえでは体育館にある物を持って行くこととなりますが、隣の建物ということで使いずらいので、放課後子ども教室が使う確固たるスペースが欲しいです。頼んでも「ないです」ということで終わってしまうので、これから小ホールを使うので、公に話し合っていたきたいと思います。教育委員としてというよりは、使う者としてお聞きしたいと思います。

町民学習課長：旧学校教育課の事務所が、会議室のようなかたちで使えるようになったところです。担当と話をしながら、どのようなかたちが良いのか相談して決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

越湖委員：小ホールを使っていると苦情が来たりするので、小ホールを使って良いものかということも考えた方が良くと思います。出入りもするので、トイレに行くのに部屋を出ると廊下で遊んでしまったりする子もいて、他の方達に迷惑がかかったりということも出始めているところです。

教育長：町民センターでも使いにくいので、活動場所として他にないかということですか。

学校教育課で使っていたスペースは活動場所として使えますか。

越湖委員：活動場所としてではなく、物の置き場所です。今現在は、3ヶ所に分かれて物が置いてあるので、それを1つにまとめて体育館に置かせてもらおうと良いと思ったんですが、活動自体が町民センターとなると隣の建物なので、多少スペースはいただいています。少しなので、今日使う物だけを置いておくという感じで、毎回移動の状況なので何とかならないかと思っています。

教育長：具体的な活動実態と場所のことも含めて、話し合っただけであればと思います。

教育長：その他、説明・協議事項はありませんか。

・・・(学校教育課長：学校ICTの稼働状況について)・・・

巻委員：倶知安町ではアカウントを作成するのに保護者から承諾をもらったように聞いていますが、ニセコ町としての動きはいかがですか。

学校教育課長：承諾書という形にはしていませんが、サインインをすることで承諾したということにさせていただきますというペーパーにしてあります。親御さんにもアカウントパスについては共有してもらって、見てもらって一緒に考えてもらえればと思っています。函館教育大学の付属小中学校の実例を見させていただきましたが、保護者とアカウントを共有してやられているということで、法律上も基本的には未成年と保護者とのアカウントの共有は法律違反でもありませんし、両者が了解していれば共有することもできるということです。共有の問題点は、サービス提供者側の方でアカウント共有を認めませんとしているサービスがありますが、今回導入させてもらっていますGoogleのアカウントについては、学校で使う物に関しては、親と子の中で一緒に見て勉強してもらうことはかまわないということになっていますので、問題なくできると理解しています。

教育長：ニセコ町はニセコスタイルの教育ということで4校種一体ということをベースにしていますが、1つ規則を決めても発達段階によって違うので、他の町村等から情報を集めながら学校教育課の方でも順次決めていくということです。委員のみなさんからも、他町村等の情報等あれば情報提供いただければと思います。

教育長：その他連絡事項等ございませんか。

・・・(総務係長から今後の日程の説明)・・・

教育長：ほかにみなさんからありませんか。

・・・(なしの声)・・・

教育長：ないようですので、以上で、第5回教育委員会議定例会を終了いたします。ご苦労様でした。